

令和5年1月27日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	山口幸二	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	山口美矢子
議事係長	奥幹久
議事係員	木寺裕一朗

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	北	川	政	次
教	育	長	松	尾	文	雄
総	務	部	山	崎	正	和
総	務	部	諸	岡	利	幸
企	画	部	庭	木		淳
ま	ち	づ	野	口	和	信
総	務	課	江	上	新	治
財	政	課	藤	井	喜	友
企	画	政	弦	卷	一	寿
策	課	長				

---

議 事 日 程 第 1 号

1月27日（金）10時開議

日程第1	補欠選挙当選議員の議席の指定
日程第2	会期の決定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	市長の提案事項に関する説明
日程第5	第1号議案 専決処分の承認について（財産の取得について）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	第2号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の締結について（追認）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7	第3号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の一部変更について（追認）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第8	第4号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の一部変更について（追認）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第9	第5号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の一部変更について（追認）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第10	第6号議案 武雄市長及び副市長の給料の特例に関する条例（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第11	報告第1号 専決処分の報告について（質疑）
日程第12	選挙第1号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙（選挙）
日程第13	選挙第2号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙（選挙）
日程第14	選挙第3号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（選挙）

---

開 会 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。ただいまより令和5年1月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

**日程第1 補欠選挙当選議員の議席の指定**

日程第1. 補欠選挙当選議員の議席の指定を行います。

議席の指定は、武雄市議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において定めること

になっております。よって、今回、御当選になられました山口幸二議員の議席は、議席番号11番に指定をいたします。

ここで市長から提出されました第1号議案から第6号議案までの6議案と報告1件及び選挙第1号から選挙第3号の計10件を一括上程いたします。

## 日程第2 会期の決定

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問しておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。上田議会運営委員長

### ○議会運営委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。令和5年1月武雄市議会臨時会招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 付議事件について、第2. 付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3. 会期及び会期日程について、以上3項目でございます。

本臨時会において審議すべき議案等は、ただいま議長から上程になりました承認議案1件、事件議案4件、条例議案1件、報告事項1件の計7件でございます。

次に、議案の審議順序及び委員会付託の要否についてでございます。

議案の審議順序については議案番号順に行い、関連する追認の議案は一括審議とし、いずれの議案も所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

また、杵島工業用水道企業団、佐賀県西部広域環境組合及び杵藤地区広域市町村圏組合の3団体の議会の議員の選挙を行うべき事由が生じており、本臨時会において当該選挙を行うことと決定をいたしました。

以上のことを考慮し、会期は本日27日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。

なお、日程等の詳細についてはデータ配付のとおりでございます。

答申は以上でございます。

〔12番「議事進行」〕

### ○議長（吉川里己君）

12番池田議員

### ○12番（池田大生君）

議長にお願いしたいことがあります。

今臨時会が招集された理由ですね。昨日、私、視察から帰ってきて、郵便ポストに入っていた市議会ニュースというのを見てちょっとびっくりしたのが、もう議案に告示をされて

いますので、追認議案ですね、このためだけに招集されたような書かれ方をされているわけですね。これがまず一点。

そしてもう一つ、この中に書いてある、特別委員会の中で「追認議案を提示すべきだ」と発言した、断定をされているわけですね。私は「すべきだ」と、「すべき」という発言はしていないと思うのですが、その辺を精査をしていただかないと、正義なのか悪なのかだけがですね、何か分断されているような気がするので、そこをしっかりと精査をしていただかないと審議ができないと思うんですよ。よろしく願いいたします。

### ○議長（吉川里己君）

ただいま、12番池田議員の議事進行についてでございますけれども、議員の議会だよりについての記事の件についてだと思えますけれども、この点については、後刻、精査をさせていただきますというふうに思います。

議事を進めます。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいま議会運営委員長の答申のとおり、本日27日の1日間と決定したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日27日の1日間と決定いたしました。

### 日程第3 会議録署名議員の指名

日程第3. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第88条の規定により、12番池田議員、15番末藤議員、19番杉原議員の以上3名を指名いたします。

### 日程第4 市長の提案事項に関する説明

日程第4. 市長の提案事項に関する説明を求めます。小松市長

### ○小松市長〔登壇〕

おはようございます。令和5年1月武雄市議会臨時会の開会に当たり、一言申し上げます。

初めに、昨年11月18日に佐賀地方裁判所で言い渡された住民訴訟の一審判決で、防災情報発信システム構築業務委託契約を議会の議決を経ずに締結したことが違法であるとする司法判断が下され、市議会の皆様、そして、市内外の皆様に対しまして、不安と疑念を与えることになりましたことを心よりおわび申し上げます。

〔執行部全員 起立 礼〕

顧問弁護士の助言にもかかわらず、行政が議会の議決の要否に関する判断を誤って事業を進めたこと、議決の要否を判断するに当たり組織としての対応に不備があったことを深く反省しております。

再発防止に向け、先日、市議会の特別委員会で議員の皆様にも再発防止策の骨子をお示しい

たしました。今後、詳細を詰め、できる限り早く再発防止策を取りまとめた上で、組織として再発防止に向けた取組を徹底し、市政に対する信頼回復に努めていく所存でございます。

今回の件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、内部のチェック体制が不十分であったことなど組織としての対応に問題があったことから、管理・監督する立場にある者としての責任を痛感しております。

それでは、今臨時会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

「専決処分の承認について」は、さきの議会以降、緊急に決定を要した国道 34 号用地先行取得事業に係る用地の取得につきまして、専決処分を行いましたので、承認をお願いするものでございます。

このほか、市道原～大谷線における事故に係る損害賠償についての専決処分の御報告をいたしております。

また、冒頭に申し上げた佐賀地裁判決を踏まえ、市長と副市長の減給に関する条例議案 1 件と、防災情報発信システム構築業務委託契約の締結及び変更に関し追認を求める議案 4 件を本日追加で提案いたしております。

詳細につきましては、議案審議の際に御説明させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（吉川里己君）

これより審議を開始いたします。

#### 日程第 5 第 1 号議案

日程第 5. 第 1 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。野口まちづくり部長

#### ○野口まちづくり部長〔登壇〕

おはようございます。それでは、第 1 号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の 2 ページになりますが、国道 34 号バイパスの事業用地としての取得については、昨年度から国の用地国債先行取得制度を活用し、年度ごとに国との協定を結び、市が一旦用地を買収し、翌年度から国が 4 年間で買い戻す制度であり、計画的な用地取得を進めているところでございます。

今回の承認内容につきましては、議案書 3 ページの別紙のとおりであり、対象買収地が 11 筆で、面積が 2,104.77 平米となっており、取得の価格は 3,248 万 6,256 円であります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（吉川里己君）

第 1 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第1号議案は原案のとおり承認することに決しました。

#### 日程第6～第9 第2号議案～第5号議案

日程第6. 第2号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の締結について（追認）から日程第9. 第5号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の一部変更について（追認）までの以上4議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。北川副市長

#### ○北川副市長〔登壇〕

皆さんおはようございます。私のほうから、第2号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の締結について補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本議案は、1億5,000万円以上の工事の請負契約及び2,000万円以上の財産の取得に関する契約に関し、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び第3条の規定により、議会の追認の議決をお願いするものでございます。

本契約は、公募型プロポーザル方式により一般公募を行い、令和2年5月28日、参加事業者2者から株式会社ケーブルワンを優先交渉権者と決定し、市内の希望する世帯に有線方式の戸別受信機を設置することを目的として、令和2年7月14日に消費税を含め5億7,841万2,120円で契約締結したものでございます。

整備内容につきましては、令和元年8月の大雨災害を受け、防災行政無線放送の警報発表、避難勧告、河川情報等が大雨の音で市民に伝わりにくく避難行動の遅れにつながったため、従来伝達方式に加え新たに防災情報発信システムを構築し、市民への確実な情報伝達を行うため、有線方式の戸別受信機で防災情報を聞ける体制を拡充させたものであります。

契約相手は株式会社ケーブルワン代表取締役大野裕志、武雄市武雄町大字昭和360に住所を有する事業者であります。

当該事業は、「既存の情報発信システムとの連携の構築」、「戸別受信機の調達」、「設置各戸への有線引込及び宅内設置に係る工事」など、複合した業務を包括した業務となっており、契約相手方は建設業法上の許可を有していませんが、当該事業全体を監理・履行するにふさわしい事業者として選定されたものであり、実際に事業全体に責任を持って監理・履行をされております。

なお、同社は充実した地域情報インフラとしてのケーブルテレビ回線を持ち、また、これまで自主制作放送による防災情報発信の実績を持つ事業者でございます。

次に、議案書2ページから4ページに記載しております第3号議案、第4号議案、第5号議案を一括して補足説明いたします。

第2号議案の令和2年7月14日締結の防災情報発信システム構築業務委託契約の実施過程におきまして、戸別受信機設置に係る引き込み設置及び宅内設置の工事件数変更並びに戸別受信機の台数の減少などにより変更の必要性が生じたため、一部を変更する契約として、第3号議案が令和4年2月3日、第4号議案が令和4年3月4日、第5号議案が令和4年3月25日にそれぞれ締結したものでございます。

一部を変更する内容詳細につきましては、議案資料を御確認お願いいたします。

以上の契約に係る事業は完了しておりますが、令和2年（行ウ）第9号契約無効確認等請求事件の判決において議会の議決が必要であるとの司法判断を受け、追認を求めるものでございます。

これまで本事業に係る議会答弁におきましてお答えしてまいりました内容は、裁判での一審判決の内容と差異が生じており、混乱を招いた結果となり、この場をお借りしまして深くおわび申し上げます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（吉川里己君）

第2号議案から第5号議案まで一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

18番牟田議員

#### ○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

今回、追認の件が出たんですけども、賛否に当たってちょっと確認したいことがあります。

例えば、これ今、財産の取得が宙に浮いているということなんですけれども、この追認がなければ、例えば今ある情報システムの端末、これの撤去の可能性があるのか。もうすぐ、もう6月、今からじゃほかのシステム間に合いません。そういう可能性があるのかというのが1点目。

2点目は、特別委員会でも出ました免許の件ですね。免許の件は間違いなくクリアしているのか。

以上、法的なことですので、その辺の確認を取って、聞きたいと思います。



**○議長（吉川里己君）**

諸岡総務部理事

**○諸岡総務部理事〔登壇〕**

おはようございます。御質問を2点いただきました前に、防災情報発信システム構築業務委託に関し、これまで本事業に係る議会答弁においてお答えしてまいりました内容が、裁判での一審判決内容と差異が生じて混乱を招いた結果となっております。このことにつきまして、この場をお借りしておわび申し上げます。

御質問いただきました、まず、1点目でございますが、この契約に係る御質問でございます。議員御質問いただきましたこの契約について、現在、不安定な状況となっております。この不安定な状況を解消するためにも、今回、追認のほうを求め、いたしたところでございます。

2点目の免許取得に関してでございますが、こちら特別委員会の中でも御質問ありまして、お答えしていますとおり、この本事業者、電気通信工事事業の免許は取得されておられません。業務委託契約の中で、一体となった業務を進める中でのシステム構築に係る業務、それから、戸別受信機取得に係る業務、さらには設置に係る業務、こういったものの管理をこの事業者が行いながら進めているようなところでございます。

この免許が必要な部分につきましては、再委託という内容での作業を免許を取得している事業者にも再委託をし、行われているところでございます。執行部側としては問題ないと認識をしているところを特別委員会の中でも御報告をさしあげたところでございます。

**○議長（吉川里己君）**

ほかにございませんか。

18 番 牟田議員

**○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕**

不安定な状態ということだったんですけれども、やっぱり聞かなきゃいけないのは、その撤去の可能性があるのかどうかということですね。そこをお伺いしたいと思います。

**○議長（吉川里己君）**

諸岡総務部理事

**○諸岡総務部理事〔登壇〕**

失礼いたしました。議員御質問の契約について、不安定な状態ということで御答弁いたしました。この不安定な状況については、契約が無効の可能性があるということで、撤去の可能性も生じるものと考えている次第でございます。

**○議長（吉川里己君）**

ほかに質疑ございませんか。

20 番 江原議員

## ○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

この事業が令和2年の3月議会の当初予算に全体事業費として6億8,690万7,000円計上されました。2か年事業として、令和2年、令和3年度ですよ。御存じのとおりです。

これを予算計上する上で見積りを取られております。この見積りは、裁判資料に提出をされました、裁判資料乙第26号証、この中の令和2年度予算編成方針についていろいろありますが、お尋ねしたいのは、業者からの見積書は原則2業者以上から取得してくださいとなっています。

実は、いろいろ質問したい案件があったんですが、通常1週間前に議案は発表ですよ。1週間前、1月20日の日、特別委員会が開かれました。その中で議会事務局のほうから、1月27日、議案提案すると言われました。

議案が、この防災、追認の議案が出たのは昨日の夜7時3分ですよ。メールで来ました。夜7時3分です。

だから、質疑する質問項目の詳細について聞きたいことも口頭で言わざるを得ませんので、今言っているわけですよ。ですから、この業者からの見積書は原則2業者以上から取得してください。どういう対応をされたんですか、一つお尋ねします。

2点目、この間、特別委員会で、るる質疑もされました。私も令和2年の9月議会以降、8回にわたって一般質問で質問しました。令和2年度の9月議会、12月議会は、まだ答弁をちゃんとされました。ところが、令和3年度の3月議会から裁判に入りましたから、裁判で争っているから答えは差し控えますと、一貫してそれを主張されました、答弁に対しては、質問に対してはですね。

ですから、明々白々、令和2年度の9月議会、12月議会で答弁されたことが真実なんですよ。その第一は、弁護士はかけなさいと言った。しかし、答弁は、弁護士のかけなくていいという確認が取れて、かけませんでしたということなんですよ。

ところが、9月12日の一般質問を聞いた新聞記事が出ました。この地元新聞記事に、9月12日の記事に、これ担当理事お持ちかと思いますが、弁護士が昨年11月22日、説明されました。その中で明確に言われました。

「次の日の佐賀新聞、何と書いてあったと思います。顧問弁護士に聞いたと書いてあったんですよ。びっくりしました。前の人、担当にすぐ電話しました。」これ前の人ですから、諸岡理事ですか。弁護士から電話があったのを記憶されておりますか。お尋ねです。教えてください。今、これが2点です。

3点目、なぜ弁護士は助言したのに、諸岡理事は、私の9月議会の答弁で、弁護士の確認が取れた、だから提出しませんでした、付託にしませんでしたと言われました。あなたが決めたんですか。教えてください、3点目。

まず、3点お答えください。

**○議長（吉川里己君）**

諸岡総務部理事

**○諸岡総務部理事〔登壇〕**

議員御質問、3点いただきました。

まず、1点目でございますが、見積りの徴収の何者からということでございますが、本市における予算編成の際には2者以上の見積りを徴収ということで、大体、基本的考えが示されております。

今回のこの事業につきましては、見積りとして提出している分は、1社提出しておりますが、そのほか数者、見積りや聞き取り等を行いながら確認をしているという状況で私のほうは聞いております。

2点目でございますが、2点目、9月議会での弁護士の方に確認に行って違法ではないという確認が取れたといったところに関してでございますが、この件については3点目も関係しておりますので、2点目、3点目を併せて御答弁さしあげたいと思います。

まず、この答弁のところ、顧問弁護士等に相談に向かって法的に違法ではないの確認が取れたといったところは、先日行われました特別委員会の中でもお答えしておいでございます。繰り返しになりますが、当時、その本事業、システムの一体的構築のための業務委託からという整理から、議決案件に係る法令、例規のどの規定に該当するのかを検討し、その結果、議決案件に該当しないと判断を行った経緯がございます。

御質問の、令和2年9月議会一般質問の答弁の中で、答弁内容への意見として、中枢設備から情報発信機能までを通じ発した情報を戸別受信機で受信するという、システムの一体的な構築であること、それから、受信機はその一部の機器であることを説明してはどうかというような助言等をいただいたものを執行部側が顧問弁護士の確認が取れたと捉え、そういったものを答弁をしたところでございます。

**○議長（吉川里己君）**

20番江原議員

**○20番（江原一雄君）〔登壇〕**

これ、始まる前に議長にお願いしたんですけど、一括質疑だから3回しかできないと。おかしいですよ。（発言する者あり）何であなたやじするんですか。何でやじがださないかん。

（発言する者あり）やじを出すことがおかしいんじゃないですか。

**○議長（吉川里己君）**

質疑をしてください。

**○20番（江原一雄君）（続）**

今の答弁聞いていまして、特別委員会で解明されなかった問題なんですよ。弁護士は助言したと、それをなぜ変えたかって。

今日の地元新聞にも載っていましたが、「過去の事例」だと。「過去の事例」なんて、議会答弁で一回も出てきませんでした。そんな過去の事例があるなら、その当ても、まさに工事や財産の取得なのに議会にかけなかったから、大変な問題なんですよ。それを暴露しているようなものでしょう。武雄市政の闇ですよ、そういう意味では。

だから、今回、明らかになっているこの財産の取得含めて議会にかけない理由、なぜ変わったのか。

過去の事例でも何でもなし、システム構築だ、1つ、2つ、3つ言われた。過去の事例なんて一言も言ってこなかったじゃないですか、諸岡理事。教えてください。

あなた、令和2年4月1日に異動しただけでしょう。

だから、今回お聞きしているこのことに教えてください。

次、市長にお答え願いたいと思います。

市長は責任があったと先ほど言われました、提出の案件で。この市長の責任の問題でお聞きしますが、裁判では4月10日に仕様書ができています。その仕様書を市長、見たんですか。ちゃんと確認しているんですか。教えてください。

そして、4月10日、そして、第1回の選定委員会が行われました。そして、4月20日に公募が開始されました。この間に、弁護士に相談行ったのは4月14日でしょう。相談シートに載っとなら。もうかけなくていいから、どうですかという相談。そして、4月16日に、もうかけないと決めましたと行って相談に行きました。そのとき、弁護士はかけなさいと、る説明をされました。

市長、4月10日のこの仕様書、ちゃんと確認しておったんですか。そしたら、議会の議決が必要だというスケジュールが出てるじゃないですか。

だから、3月11日、総務常任委員会で西山防災・減災課長は、「5月に仮契約して6月に提案します」と言っているわけですよ。

4月10日の裁判資料で、裁判長は4月10日、仕様書を見る立場にあったと。だけど、過失があるということで、明確に争点で認めたわけです、判例は。だから、4月10日に確認していたかどうか。

その後、4月14日、4月16日、市長判断で弁護士に行ったわけじゃないんですよ。

諸岡理事、教えてください、市長と併せて。

5月21日に、市長判断で実行することを確認したと裁判で提出されました、令和3年。その間に、市長は一切この議決しないことに携わっていないんですよ。それを弁護士は、こういうふうに言いました。「じゃあ、僕はこの訴訟を受けましょうと、お受けしましょうと動きました。裁判では、そこを正面から市長の思いとか争点にしようじゃないかとも、そう言いました。その市長の権限と自責によって実行した」と書いています。

私、この弁護士が内幕を暴露されました、説明されました。よく分かったんですよ。弁護

士は、市長判断で実行することを確認したということ、文言を判例、裁判所に提出されたんですよ。それぐらい、弁護士が市長をかばっているんですよ。

だから、顧問弁護士が、説明された昨年 11 月 22 日の説明は、山崎総務部長は「真実だ」と私の質問に答えていただきました。

ですから、市長ね、4 月 10 日、仕様書を確認していたんですか。

そして、2 つ目、5 月 21 日、市長判断で実行したと。これは明らかに弁護士の内幕を書かれているんじゃないですか。諸岡理事、教えてください。

○議長（吉川里己君）

諸岡総務部理事

○諸岡総務部理事〔登壇〕

議員、2 点御質問いただきました。

4 月の時点での仕様書についてですが、まず、こちらのほうについては、甲決裁において起案しております。

2 点目、5 月の市長への報告の案件につきましては、これまで特別委員会含め御説明していますとおり、副市長のほうに説明をした後、市長のほうに 5 月 21 日に報告に伺い、これまで説明してありましたとおりの方針として説明を申し上げたところでございます。

〔12 番「議事進行」〕

○議長（吉川里己君）

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）

議長をお願いします。

今、質問の中身について、いろいろ言われていることについてはいいと思います。どれだけ言われてもいいと思いますが、質問の中でもありました、私、冒頭に言いましたよね。今臨時会が開かれたことですね。最初に質問された追加議案の在り方ですね。

昨日出されたからルール違反みたいなことを言われているんですが、追加議案というものが何なのか。この臨時会が予定された当初の議案ですね、付議事件について、これをしっかり説明しないと、何かルール違反をしているような質問のされ方をされました、追加議案について。追加議案で提出をされた、昨日ですね。追加であったと思うんですよ。

この整理と、これまで類似事件があったとかなんとか言っていないじゃないですかと。いや、言われたんですよ。だから、議事録の精査をしてくださいと、私、冒頭申し上げたんですよ。それがないと、がたがたなってくるんですよ。だから、そこをお願いしたいんですよ。

○議長（吉川里己君）

ただいま 12 番の池田議員からの議事進行でございますけれども、この議案については、

追加告示された議案についてはルールにのっとって提案をされておりますので。

あと、質疑についても、要所を捉えて、ポイントを絞って質疑をして、的確な答弁ができるような質疑をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

答弁ございませんか。

[20 番「市長、答えてよ」]

小松市長

#### ○小松市長〔登壇〕

4月10日の話については、先ほど理事からもございましたとおり、甲決裁、言わば市長決裁でございますので、当然私が判こを押しているというところでございます。

[17 番「議事進行」]

#### ○議長（吉川里己君）

17 番山口昌宏議員

#### ○17 番（山口昌宏君）

江原議員のですね、当初の質問の3点目の中で、諸岡理事があたかも自分で決められたような言い方をされました。これ、まさに個人攻撃やないですか。

今ですよ、市長が答弁に立ちました。市長は答弁をしました。最終的なこの責任というのは市長にあるんですよ。それを諸岡理事に、あたかも何かやったような言い方があるということ、まさに個人攻撃だと私は思うんですよ。

議長、いかがですか。その辺を精査していただきたいと思います。

#### ○議長（吉川里己君）

今、17 番山口議員からの議事進行がございましたけれども、責任の有無とかといった部分については質疑の中でも十分注意して発言をしていただくように、よろしくお願いたします。

それでは、議事を進めます。

質疑を求めます。20 番江原議員

#### ○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

今、市長は、諸岡理事が答弁されたように、4月10日の仕様書、これ、甲決裁というのは裁判所が認めているんですよ。だから、市長は知る立場にあったと、議会にかけるところを知る立場にあったということなんですよ。それは、契約したのは5月28日、プロポーザルで決めたわけでしょう。

そして、今日提出されております第2号議案、7月14日、「武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約を令和2年7月14日に次のとおり締結したことについて、議会の追認の議決を求める」ということで書かれています。

だから、この7月14日、私は言っていますように、5月28日、プロポーザルでケーブル

ワン社に決定したというこの間に、議会にかけないことを5月21日に決めたわけですね。その間、市長は全く関与していないということなんですよ。

それが紛れもなく争点の第3で、裁判所は、市長は知る立場にあったのに議会にかけなかった、過失があるというふうに断定されたんですよ。ですから、5月21日に市長自身が判断して実行したというのは紛れもないまやかしじゃないんですか。市長、お答えください。

**○議長（吉川里己君）**

諸岡総務部理事

**○諸岡総務部理事〔登壇〕**

議員御質問の仕様書への記載に関する御指摘だと思います。

こちらの御指摘につきましては、さきの9月議会——すみません、ちょっと記憶がそこら辺、定かじゃないんですが——古川議員のほうから御指摘をいただいたときに御答弁を申し上げております。

内容につきましては、今回のこの契約案件、事業案件を進めていく流れの中で、仕様書への記載を指摘された際に、実際決定したときに仕様書からの削除、こちらを失念していたという状況を御答弁さしあげております。

その内容が5月21日に報告した内容で決定したこと、その際に仕様書から削除。この削除するに当たっては、両事業者に対する説明をした上で削除すべきだったところを失念していたというふうな状況でございます。

**○議長（吉川里己君）**

小松市長

**○小松市長〔登壇〕**

佐賀地裁の一審判決については、私たちは謙虚に、そして、真摯に受け止めなければならない部分があると思っております。

その中では、行政の様々な政策決定過程において判断に過失があったというところでありましたけれども、その中には、先ほど江原議員がおっしゃった部分ですね、知り得る立場だった、私にもそういう面で過失があったと。そこも含めて、今回、私としても、トップとして責任をそこは感じておりまして、今回、その責任を果たすという意味で減給の議案を今回出させていただいておるところでございます。

謙虚に受け止めるところはしっかりと謙虚に受け止め、反省をしなければならないと感じております。

**○議長（吉川里己君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第2号議案から第5号議案は所管の常任委員会付託を省略したいと思  
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案から第5号議案は所管の常任委員会付託を省  
略いたします。

次に、討論、採決を行います。

討論、採決については議案ごとに行います。

まず、第2号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。20番江原議員

**○20番（江原一雄君）〔登壇〕**

第2号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の締結について（追認）議案  
に対し、併せて第3号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の一部変更につ  
いて（追認）。

**○議長（吉川里己君）**

2号議案です。（発言する者あり）

**○20番（江原一雄君）（続）**

ありがとうございます。

2号議案、3号議案、4号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の一部変  
更について（追認）と第5号議案 武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の一部変  
更について（追認）。これ、一部変更の議案は全て減額の議案です。この減額の議案も一切議  
会に報告なかったんですよ。（発言する者あり）

ですから、一括して反対討論を申し上げます。

この追認議案は、弁護士が説明のときに申されました。

〔17番「ルール違反ばさせたらいかんさ」〕

弁護士が、議会に追認を投げかけることは、本当に私は顧問弁護士の責任逃れだと思いま  
すよ。そのことが昨年11月22日の説明でも、るる弁護士から説明をいただきました。も  
うびっくりします、議会に対して。

私が、反対する理由の第1に、市議会の一般質問の中で議案にかけなかったわけですから、  
一般質問する以外にないじゃないですか。その答弁に、当時の諸岡総務部理事は、顧問弁護  
士等にも相談に向かいまして、この契約については財産の取得には当たらず、システム構築  
と一体との考えでの業務委託契約ということで、法的に違法はないということでの確認が取  
れて、議会の議決に付すべき状況になかったとの説明です。

弁護士の助言の、「議会にかけてください」との説明と矛盾しています。なぜ、こうい  
うそが答弁されたのでしょうか。賛成できない、追認できない理由です。

第2に、顧問弁護士は「議会にかけてください」と助言しましたが、市が相談に行ったと



きのことを顧問弁護士は、令和2年4月14日と16日の2回とも来たとき、市としては「議会議決不要だと思っていますがどうですか」と相談に来たときの説明です。

先ほど言いましたけれど、昨年、一昨年、令和2年9月、8、9、10、11と一般質問があり、12日の地元新聞に、弁護士に相談に行つて弁護士がかけなくていいと言った記事が載っていたから、顧問弁護士はそれを見てびっくりしたということで、昨年11月22日、るる説明されたではありませんか。

なぜ4月10日、仕様書に議会にかけず、議決が必要だとしているのに、なぜ4月14日、16日に弁護士にかけなくていいという相談に行ったんですか。これが解明されていません。追認の反対の2つ目でした。

3つ目に、先ほども諸岡総務部理事から説明、答弁ありますが、議決不要を自ら発したということは言われません。市長自身も、これに関与している答弁ではありません。

私の一般質問の中で、答えを求めても全庁的に確認したという答弁で、一切市長が実行したと、判断して実行したという答弁はないんですよ。

5月21日、裁判所に弁護士が、市長判断で実行しましたという文言を挿入した準備書面が出てきたんですよ。

ですから、紛れもなく、議会議決不要を誰が指揮したんですか。副市長も自分はしていない。4月10日、プロポーザル開始されました。私は知りませんと言っています。じゃあ、誰がしたんですか。

市長も副市長も総務部理事も、誰もしていない。じゃあ、何で議会議決不要となったのか、全く解明されていません。これこそ闇ではないでしょうか。

だから、いろいろ理由を特別委員会の中で示されましたけれど、以上3点申しましたように、全く追認の理由になっていません。

損益相殺の争点で福岡高裁に控訴されましたけれど、損益相殺とは、皆さん日常やっているんですよ。物を買いますよね、そうしたら代金を払います。これが損益相殺なんですよ。お互い1,000円で、あるいは1万円だという品物を買ったときにお金を払います。これが損益相殺です。そして、領収書が出ます。これが損益相殺です。

福岡高裁に損益相殺の争点を理由として言われておりますが、まだその控訴理由は公表されておられません。私の手元にも福岡高裁から来ていません。出してあるんでしょうか。

原告代表の私に、届いているのは、ただ、控訴をいたします、それだけです。理由については後ほど述べますと、これだけです。

だから、今日の臨時議会を一日も早く追認議決をしたい、そういう思いからでしょうか。勘ぐらざるを得ません。

ただ、追認の議会議決があつたとしても、私は、福岡高裁がそれを認めるようなことにはならないだろうと考えます。なぜなのか。地方自治法を逸脱しているからです。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号と 8 号、先ほど理事からも申されました、工事の請負、製造の 1 億 5,000 万円を超える議案、財産の取得 2,000 万円以上は議会の議決が必要だというのが明々白々、地方自治法第 96 条です。

もしこれを、安易に損益相殺を認めることは、法第 96 条の趣旨を忘却させるものであります。捨て去って、ないようにすることです。そういうことが法の番人であります福岡高裁が認めるわけにはならないでしょう、認めるわけにはしないでしょ。

私は、以上のような追認議案の反対理由を 3 点、さらに、地方自治法第 96 条の重みを申し上げました。

この追認議案は、以上指摘をし、反対の討論といたします。

### ○議長（吉川里己君）

9 番上田議員

### ○9 番（上田雄一君）〔登壇〕

第 2 号議案から 5 号議案まで一括しての議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来からの質疑等々で私もちょっと憤慨をしているところで、何となく、あたかもルール違反をやっているような感じで議会が運営を進められているというような雰囲気がありましたので、物すごくそれに違和感を持っておるところでございまして、従来、議案の提出というのも、議会運営委員会の前に提出されるのが追加議案でございまして。当日の朝、出る場合もあります。

議長も一緒に同席されたところで執行部から、今回、本来の臨時議会の開催は市長の選挙後の 3 つの一部事務組合の選挙が本来の招集の目的でございました。20 日までの特別委員会を経て追加告示して議案を上程させてほしいということで、執行部からの相談を受け、議案を出すのであれば、本来は今朝行われました議会運営委員会の前に提出すれば何の問題もないわけですけど、準備ができ次第、全議員さんに案内を出すようにということを伝えましたところで、昨日の夜 7 時ですかね、ということになっておるところでございまして、市民の皆さんにも誤解を招かないように進めていきたいなと思っております。

その上で、今回の 4 つの議案の中身でございましてけれども、1 月 20 日まで計 4 回の特別委員会が開催されました。

けんけんがくがく、様々な議論がなされたところでございましてけれども、私自身は、ずっと心にあったところが、全協で弁護士の先生がお越しいただき話された内容、ここまで話をされた中で、執行部はこの話をむげにして前に進める議決をしない、そういう判断が果たして本当にできるのかなと、そればかりずっと私は腑に落ちないところで心の中にずっとありました。

別の議員の質疑の中で、全協での弁護士の先生の質問は事実なのかということが質疑でな

され、執行部は「事実であります」ということを認められましたので、もうそれが結論なんだなど。

そういう中で、結局、私が考え、思ったのは、熱量の差で伝え方、受け取り方って大きく、私は変わらなと思うわけです。声の大きさだったり、言い方だったり、私もそんなことでいっぱい失敗をしています。そんなつもりで言ったつもりじゃなかったのに、言っている、伝えようとしていることが全然逆の側に伝わっていたり。

本当にそういうのを反省する毎日でございますけれども、今回のこの誤解を招かないようにする一番の方策は、私は、最終的に報告を受けた市長なり、副市長なりが直接弁護士の先生と話をし、こういう結論だったんだなということをしっかり進めていけば何の問題もなく終わったんじゃないかなと思っているところでもございます。

そういう中で、今回、この問題については、あくまでも手続上の瑕疵であります。市民の皆さんには、何ぼしよつとかと、議会にかけとつたら何の問題もなかったとやろうもんと、そういう声も伺います。全くそのとおりです。議会、議員は何しよつとかと、本当にそのとおりです。

そういう声をいただく中でも、一番私に多くいただいたのは、戸別受信機は我々の生活をしっかり守ってもらっている。いち早く正常化をする、そのほうが一番得策じゃないですか。早くもう、こんなみたんなか話を全国に発信するようなことはせずに、一日も早い正常化を進めてほしいと、そういう思いが、一番私にも寄せられている声でございます。

そういう上で、今回、この手続上の瑕疵を少しでも早く正常化に持っていくように、今回の追認議案、賛成すべきものと私は判断しております。

議員の皆さん御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（吉川里己君）

ここで討論をとどめます。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は御異議がございませんので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

反対ありませんか。

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は御異議がございませんので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 第6号議案

日程第10. 第6号議案 武雄市長及び副市長の給料の特例に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。小松市長

#### ○小松市長〔登壇〕

第6号議案 武雄市長及び副市長の給料の特例に関する条例について御説明申し上げます。

まず初めに、このたびの防災情報発信システムに関する件につきまして、議会の皆様、市民の皆様に混乱と不安を与えてしまったことにつきまして、改めておわびを申し上げます。

訴訟は現在、一部を争うこととして控訴しておりますが、反省すべきところを反省し、今後このようなことが二度と起きないように再発防止を図りながら、安心して住み続けられる武雄市を目指して、誠心誠意、全力で取り組んでいく所存です。

この件における責任については管理監督の不行き届きにありますので、私と副市長の給料月額を令和5年2月から同年4月までの3か月間、50%減額するものであります。

信頼の回復に全力で取り組んでまいります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

す。

**○議長（吉川里己君）**

第6号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

8番豊村議員

**○8番（豊村貴司君）〔登壇〕**

今、市長から、責任について処分の説明がありました。

今回、こうして臨時議会も開かれ、特別委員会も設置され、大きなことではありました。

私も特別委員会で、原因究明、再発防止、そして、責任ということを述べてきましたけれども、今回、その責任という部分で処分が示されましたが、処分を全うして終わりということではなく、やはり繰り返しにならないように、管理者として、再発防止を含め継続してしっかり管理していくということ、そこにしっかり責任があるというふうに思っております。

議会としても議会軽視とならないように、そういった議会との関係性のこともあります。

しっかり意識、そして、組織体制を継続していく。こうしたことが大事であり、先ほど言いましたように、処分が終わって、終わりではなく、しっかり管理者として責任を全うしていく、そういったことについて考えるところであります。

この点について、管理者としての考えについて答弁をお願いいたします。

**○議長（吉川里己君）**

小松市長

**○小松市長〔登壇〕**

ただいま御指摘いただいたとおりでございます。何か一定責任を果たしたらこれで終わりということでは全くなく、ここについては再発防止策をしっかりとまとめ、さらには実行をし、そして、組織のコンプライアンスを強化し、これを継続し続けるというところこそ、まさに私も責任の果たし方であるというふうに思っております。

御指摘いただいた点は肝に銘じて、今後とにかくしっかりと実行していくことをお約束いたします。

**○議長（吉川里己君）**

ほかに質疑はございませんか。

20番江原議員

**○20番（江原一雄君）〔登壇〕**

第6号議案、市長、副市長の減額の議案であります。

質問の第1は、現在市長、副市長の給与は幾らですか。50%カットしたら、幾らですか。3か月足して、幾らの合計金額になるんですか。

2点目の質問です。市長、控訴したわけですよね。なぜ今の段階で減給処分、責任の一端を議案として出すんですか。控訴した以上、出さなくていいじゃないですか。

これ、2点。なぜ、今回出す理由、説明してください。

3点目、市長は再発防止策と言われました。これ、再発防止策じゃないんですよ。こんなことが二度とあってはいけないわけですよ。

それは明確に、先ほど追認の議案に反対討論しました。

地方自治法第96条第1項第5号、8号、市の条例第2条、3条、1億5,000万円を超える工事または製造の請負には議会にかけなさい。第3条では、財産の取得、2,000万円を超える金額については議会にかけなさいという明々白々の法律があるし、市の条例があるということ、これが再発防止策なんですよ。

コンプライアンスだなんて、二度とあってはならないことを、再発防止策を立てますから見逃す、そういう問題ではないんじゃないでしょうか。

だから、弁護士が言ったんです。「議会も申し訳ないけど、虫のいい話です。やっぱり話をしていただきたい。」こういう追認の方向性を示しました。

だから、再発防止策というのは、地方自治法、市の条例です。それを逸脱したことが一審判決、断罪したんです。再発防止策じゃないです。明々白々。

○議長（吉川里己君）

議案に対する質疑をお願いいたします。

○20番（江原一雄君）（続）

質問です。

第3、言いました。再発防止策じゃない。地方自治法を守るのか、市の条例を守るのか、守らないのか、教えてください。

以上、3点。（「発言はマスク必要やないですか」と呼ぶ者あり）

失礼しました。

○議長（吉川里己君）

小松市長

○小松市長〔登壇〕

まず、御質問に対する1点目ですけれども、給料が幾らかということですからけれども、額面で、私が月額95万円、副市長が76万円、その半分の額の3か月分ということになります。

そして、2点目からのお話ですけれども、控訴との関係ですけれども、今回控訴をしております。そういう中で、特に最大の争点は、やはり市民に対して今回の設置が損害を与えたのかという、まさに損益相殺の部分でございます。その点について高裁で争うと。

基本的にそれ以外の部分については、私たちも一審判決を、そこは謙虚にしっかりと受け止めていくということで特別委員会でも答弁をしております。

まさにこの特別委員会で、その部分につきまして、原因究明と再発防止策、そして、責任というのはやはりこれはセットであるという議論もございまして、今回その部分について、

責任という部分について出したところでございます。

ただ、この責任については、先ほど豊村議員の質問に対してお答えしましたとおり、これからもそれを、とにかく二度と起こさないための取組を継続していくこと、これも当然、責任であるというふうに考えております。

それで、もう一点あります。3点目、再発防止については、これについては何か新しいことをするというだけではなくて、行政として、そこは組織としてチェック体制というのの中にもありましたけれども、それがうまく機能していなかった。

言わば通常では当たり前のところできていなかったという部分も今回非常に大きいと思っておりますので、その点についてしっかりと機能を回復して、そして、再発防止、二度とこういうことが起きない体制を確実につくってまいりたいと考えております。

### ○議長（吉川里己君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第6号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

次に、討論、採決を行います。

第6号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。20番江原議員

### ○20番（江原一雄君）〔登壇〕

第6号議案 武雄市長及び副市長の給料の特例に関する条例に反対の討論を申し上げます。

先ほど質疑をいたしましたように、市長は説明されません。なぜか。何ででしょう。

再発防止策は言われますが、地方自治法第96条第1項、5号、8号、工事または製造の請負1億5,000万円以上、財産の取得2,000万円以上、これは議会にかけなさいという損益相殺を正しく運用する上で、行政として最も厳しく求められているんですよ、法律で。1億5,000万円を超えるもの、2,000万円を超えるものと、明確に損益相殺を述べているんですよ。

これを守りますということが、一言も出てきません。なぜでしょう。それは原因と責任を不明確にしようとしているからじゃないですか。

再発防止策、コンプライアンスと言われます。行政として機能していなかったと。文字どおり機能していなかったんですよ。でも、再発防止策とは何かと。法律と条例を守ります、これが再発防止策ではありませんか。

裁判所も、法の番人です。ここをしているんですよ。この法律を守っているか、守っていないかを判決したんですよ。

なぜ市長それを、再発防止策というなら、地方自治法第96条と市の条例を守ります、こ

の場で言わないんですか。(発言する者あり)言っていないです、やじっている人がいますが、M議員ですか。

だから、これ、市民の皆さん分かると思いますよ、本当に。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号と 8 号、これを守るか、守らないのか、市の条例、2 条と 3 条を守ります。これからの行政に守ります。これを主張しない限り、私は市長の責任は、これは認めるわけにはいきません。

今回、議案としてなっております市長、副市長の給料の特例に関する条例に反対であります。

それとあわせて、この間、令和 2 年度予算編成から、そして、令和 2 年、令和 3 年度事業が 2 か年以上にわたって進められてきました。それに関わった市の担当者の責任は全く明らかになっていません。

さらに、プロポーザルに、副市長、市の職員 5 人、参加されております。4 人が市外から参加されて、9 人でプロポーザルされております。その責任者たる副市長の責任は甚大です。

それを思いますと、この給料の減額だけの責任にまやかすわけにはいかないと考える次第であります。

今後、裁判の、控訴審判決が続きます。明確に、追認議案含めて福岡裁判所の控訴審判決が出るでしょう。明らかに、控訴審判決で一審判決を支持し控訴を棄却する、こういう厳しい審判が下されるものと確信するものと訴えて、本議案の減額議案に反対の討論といたします。

#### ○議長（吉川里己君）

12 番池田議員

#### ○12 番（池田大生君）〔登壇〕

第 6 号議案 武雄市長及び副市長の給料の特例に関する条例議案に対する賛成の討論をさせていただきます。

先ほども質疑の中で 3 点申されました。再発防止策、コンプライアンスの遵守、これは法令等を遵守することなんですよね。再発防止策というのは、これを運用するために、間違わないようにするのが、再発、この中で起こったんですよね。それを今度、再発させないための再発防止策。法令を遵守させるためにどうすればいいかというのを検討するのが、私は再発防止策だと、私は思っております。これは別々だと思うんですよね。

る言われた中に、法令遵守、コンプライアンス、そして、地方自治法の厳守、これを言われました。我々議会もルールにのっとってやってきているんですよね。そして、討論も議案ごとに討論の原則があります。これを一括して討論したりとかですね、言っていないことを書いたりとか、これもルール違反じゃないのかなと思います。

今議案に対する賛成討論ですので、今回の条例はまさしくこの追認議案を出すまで、出す



ような事態に陥ったことに対する責任ということの条例提出だと思えます。

これは重いと思うんですよね、50%。軽いと言われましたけれど、50%は重いと思うんですよ。

いろんな判断の仕方が、はかり方があると思えます。今回、これのみでは終わらないと思うんですよね、いろんな責任の取り方が。しかし、この時点で3か月の50%減を出された。重く受け止めておられると思えますよ。この重さを分かっていたきたい。

そして、職員の皆さんも、これまで、このことで心痛をされてこられました。名指しされた方もいらっしゃるよ。裁判所の判決の中でも職員としか載っていないのに、個別の名前を出していく、こんなことが、本当に心を痛めていらっしゃると思えます。

これを救っていくためにも、先ほど追認の議案が通りました。そして今回、この条例、重い決断をされたこの条例に、皆さん、議会も両輪となって進んでいくために、信頼を回復していくためにも、皆さんどうか一緒になって、この信頼を取り戻していくためのスタートを切るために、この条例に賛同をしていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

#### ○議長（吉川里己君）

討論をとどめます。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 報告第1号

日程第11. 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。野口まちづくり部長

#### ○野口まちづくり部長〔登壇〕

報告第1号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書の4ページでございます。

この件につきましては、「市道原～大谷線」における事故に係る損害賠償について、「市長の専決処分事項の指定に関する条例」の規定により、令和4年12月20日付で専決処分を行ったので、御報告申し上げます。

「事故の概要」につきましては、令和4年10月8日に西松浦郡有田町の事業所所有の業務用車両が、山内町立野川内地区の「市道原～大谷線」で、配達のため市道端に停車させた際に、道路側溝にかぶせてあるグレーチング蓋の跳ね上がりにより、車両下部にある冷却用室外機を損傷したものであります。

事故の影響によるけが人等はありません。

過失割合については、市道管理者が管理する道路構造物であり、道路施設に関する管理不十分が原因であるということで、損害額の100%の28万253円となっております。

この賠償金につきましては、「全国町村会総合賠償補償保険」から全額補填されるものでございます。

今後、市道の安全管理には十分注意し、点検やパトロールの強化など、さらなる再発防止の徹底に努め、道路利用者や地域住民の安全性の確保を図っていきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、概要報告とさせていただきます。

#### ○議長（吉川里己君）

報告第1号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

#### 日程第12 選挙第1号

日程第12. 選挙第1号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

杵島工業用水道企業団規約第5条第1項第2号の規定に基づき、武雄市職員のうちから1名の企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

杵島工業用水道企業団議会議員に武雄市副市長北川政次君を指名いたします。

ただいま指名いたしました武雄市副市長北川政次君を杵島工業用水道企業団議会議員の選挙の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、武雄市副市長北川政次君が杵島工業用水道企業団議会議

員に当選されました。

### 日程第13 選挙第2号

日程第13. 選挙第2号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出の組合議員のうち市長が副管理者に選任されたので、佐賀県西部広域環境組合同規約第6条第2項の規定に基づき、本議会において武雄市職員のうちから1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名いたします。

組合議員に武雄市副市長北川政次君を指名いたします。

ただいま指名いたしました北川政次君を佐賀県西部広域環境組合議会議員選挙の当選者に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、武雄市副市長北川政次君が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

### 日程第14 選挙第3号

日程第14. 選挙第3号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出の組合議員のうち市長が管理者に選任されておりますので、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項の規定に基づき、本議会において武雄市職員のうちから1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と同条第2項の規定による指名推選との2つの方法があります。

そこで、お諮りいたします。この選挙については指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名いたします。

組合議員に武雄市副市長北川政次君を指名いたします。

ただいま指名いたしました北川政次君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員選挙の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、武雄市副市長北川政次君が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

以上で本日の臨時会を全て終了いたします。

これをもちまして、令和5年1月武雄市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉 会 11時32分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議 長 吉 川 里 己

〃 副 議 長 松 尾 初 秋

〃 議 員 池 田 大 生

〃 議 員 末 藤 正 幸

〃 議 員 杉 原 豊 喜

会 議 録 調 製 者 川久保 和 幸